

石神井公園の都市計画変更について

1 概要

東京都市計画公園第7・6・15号石神井公園は、昭和32年に決定された都市計画公園である。

東京都は、今回、幹線街路外郭環状線の2が幅員を40メートルから22メートルに変更する都市計画変更を行うことから、これに併せ、道路と連続する緑地空間の確保など公園機能の向上を図るため、都市計画石神井公園の変更を行うものである。

2 都市計画の変更内容

P. 5のとおり

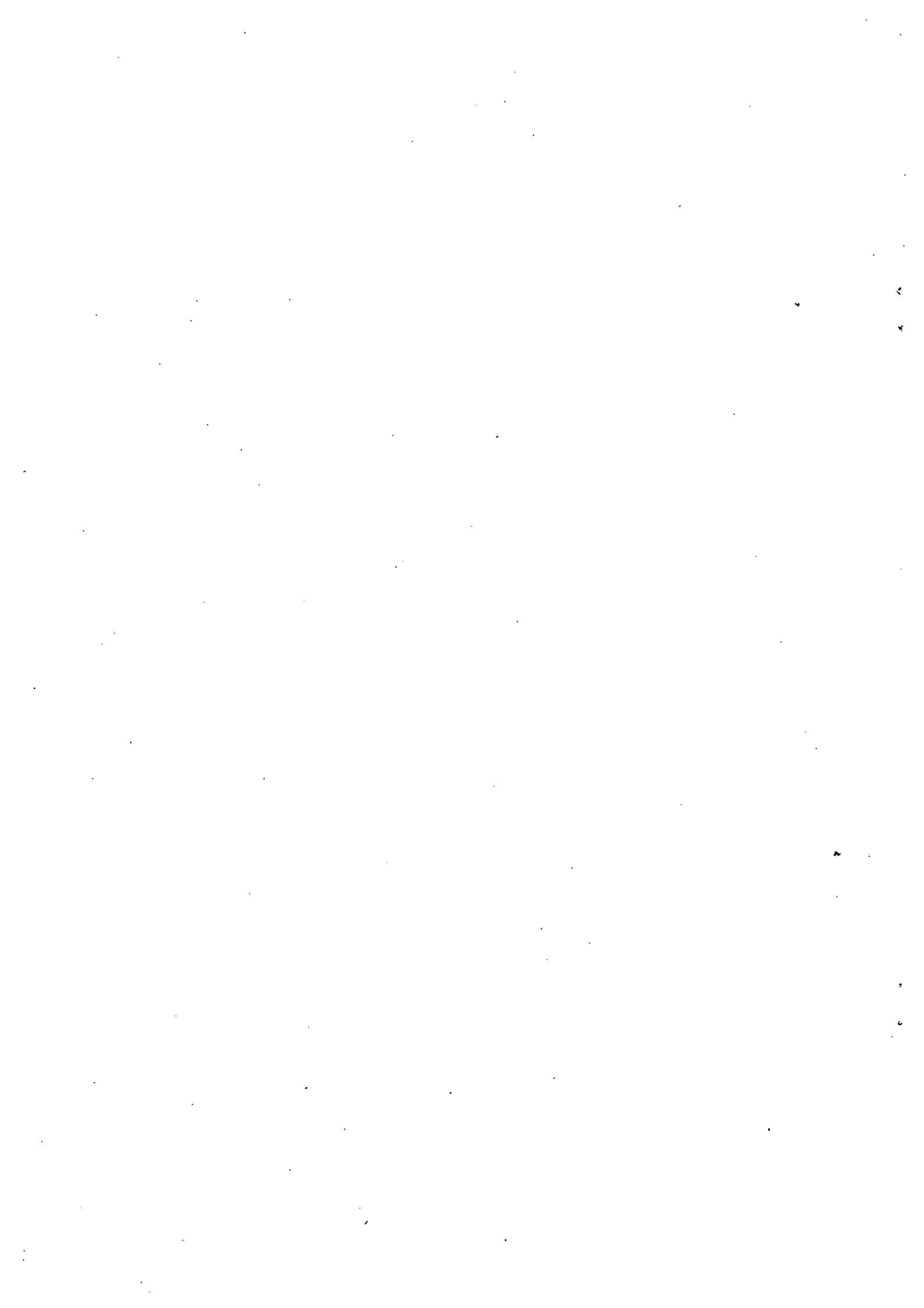
3 これまでの経過と今後の予定

平成26年8月29日	東京都が区に都市計画変更案について意見照会
9月2日	練馬区都市計画審議会へ案報告
9月19日	案の公告・縦覧、意見書受付（東京都）
～10月3日	
10月27日	練馬区都市計画審議会へ付議
10月末	東京都へ意見回答
11月18日	東京都都市計画審議会へ付議（東京都）
12月	都市計画決定・告示（東京都）

4 議案

議案第369号 東京都市計画公園 第7・6・15号石神井公園の変更（東京都決定）

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 都市計画の案の理由書 | P. 3 |
| (2) 計画書 | P. 4～5 |
| (3) 総括図 | P. 7 |
| (4) 計画図 | P. 9 |



都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第7・6・15号石神井公園

2 理由

「東京の都市づくりビジョン(平成21年2月)」では、道路の整備に併せ、公園等の緑をつなげていくことにより、水と緑の骨格を形成することとしている。

都市計画石神井公園は、東京区部の北西部に位置する計画面積約41.1ヘクタールの特殊公園(風致公園)で、三宝寺池や石神井池を中心とした豊かな自然環境を有するとともに、広場や運動施設を備えており、「練馬区みどりの基本計画(平成21年1月)」において、拠点となる公園として位置付けられている。

今回、幹線街路外郭環状線の2が幅員を40メートルから22メートルに変更する都市計画変更を行うことから、これに併せ、道路と連続する緑地空間の確保など公園機能の向上を図るため、都市計画石神井公園の変更を行う。

東京都市計画公園の変更（東京都決定）

都市計画公園中第7・6・15号石神井公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
特殊公園	第7・6・15号	石神井公園	練馬区石神井町三丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内	約41.1ha	園路、広場、修景施設等

「区域は計画図表示のとおり」

理由

幹線街路外郭環状線の2の変更に伴い、公園機能の向上を図るため、上記のとおり公園を変更する。

新旧対照表

新旧	種別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公園名			
新	特殊公園	第7・6・15号	石神井公園	練馬区石神井町三丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内	約41.1ha	種別、位置及び区域の変更
旧	一般公園			練馬区石神井町五丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内		

「区域は計画図表示のとおり」

変更概要

名 称	変 更 事 項
第7・6・15号 石神井公園	1 種別の変更 一般公園 → 特殊公園 2 位置の変更 練馬区石神井町五丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内 → 練馬区石神井町三丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内 3 区域の変更 計画図表示のとおり

東京都市計画公園 第7-6-15号石神井公園 総括図

縮尺=1:10,000

N

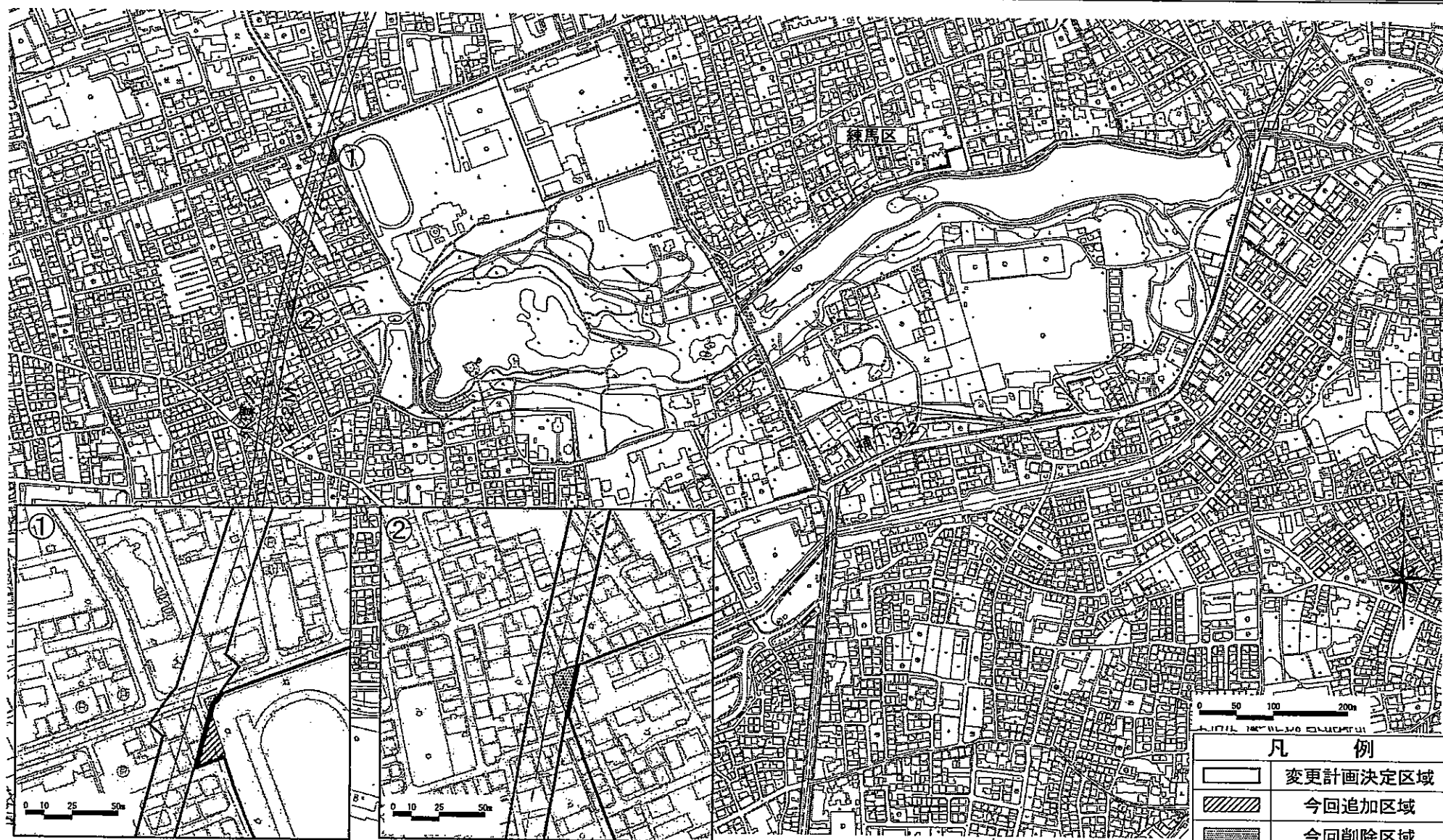


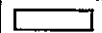


500 400 300 200 100 0 500m

東京都市計画公園第7・6・15号石神井公園 計画図

[東京都決定]

6



凡 例	
	変更計画決定区域
	今回追加区域
	今回削除区域